

美山短期入所サービスセンター
指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する美山短期入所サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う、併設型小規模生活単位型短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師等（以下「短期入所生活介護従事者」という。）は、要介護（要支援）状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 事業所の職員は利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護計画を作成し、提供する。
4. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
5. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
6. 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(基本理念)

第3条 事業所の基本理念は、次のとおりとする。

- ・「優しい心と微笑み」
- ・「豊かな感性の錬磨」
- ・「明朗で規律正しい業務遂行」

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 美山短期入所サービスセンター
2. 神奈川県三浦市初声町下宮田1846

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の、職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 医師 3名
医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員 2名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
4. 看護職員 3名
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
5. 介護職員 4名（常勤4名）
介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し、適切な介助を行う。
6. 管理栄養士 2名 栄養、並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行う。
多職種協同により利用者毎に栄養状態をアセスメントし、個々の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価を行う。
7. 機能訓練指導員 1名 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止する為に必要な機能訓練を行う。
8. 介護支援専門員 1名 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する為のサービス計画を作成する。
9. 運転手 1名 安全かつ、心身の状況をふまえた送迎を行う。
10. その他の職員 職務内容に於いて必要な職員を置く。

(利用定員)

- 第6条 ・1日に短期入所生活介護のサービスを提供する定員は4名とする。
・1日に併設型小規模生活単位型短期入所生活介護のサービスを提供する定員は10名とする。

(介護の内容)

第7条 短期入所生活介護・併設型小規模生活単位型短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア. 排泄の介助 オ. 食事の介助

- イ. 移動の介助
- カ. 入浴の介助
- ウ. その他身体に関する必要な介助（離床、着替え、整容等）
- エ. 養護（休養）

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

4. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件により利用者については、専用車輛にて送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

5. 相談及び援助

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

6. その他のサービスの提供

- ・ 教養娯楽、レクリエーション活動、趣味活動。
- ・ 常に利用者の家族との連携をとる。

(短期入所生活介護の利用料・併設型小規模生活単位型短期入所生活介護の利用料)

第8条 本事業所が提供する短期入所生活介護の利用料・併設型小規模生活単位型短期入所生活介護の利用料は別紙に掲げる。

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金により、指定期日までに受ける。

(キャンセル)

第9条 利用者がサービス利用を中止する際は、速やかに美山短期入所サービスセンターに前日までに連絡をして頂く。(前日までに連絡をいただいた場合にはキャンセル料は、かかりません)

2. 利用当日、利用者の都合でサービスを中止する際には、キャンセル料がかかります。利用者の容態の急変、もしくはキャンセルの責任が事業者側にある時には、キャンセル料は不要とする。
3. 利用当日、キャンセルを申し出た場合には、当初のサービス提供終了予定日までがキャンセル料の徴収対象となる。
4. キャンセル料は利用負担金と同額となる。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ・三浦市

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

- ・三浦市

(短期入所生活介護計画の作成)

第 12 条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿った通所介護計画を作成する。

2. 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(身体的拘束等の禁止)

第 14 条 指定短期入所生活介護事業のサービス提供に当たり、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合は安全を考慮し、この限りではない。

2. 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録し、介護者との連絡調整を行うものとする。また、介護者に説明を行い確認書に署名を頂くこととする。

(秘密の保持)

第 15 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、又、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
3. 事業者は、個人情報使用同意書（別紙）により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で、個人情報を用いることができるものとする。

(苦情処理)

第 16 条 提供した本事業所に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者又は家族に対する説明・記録の整備・その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する本事業所の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。但し、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

(衛生管理)

第 18 条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従業員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第 19 条 短期入所生活介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法・避難経路・協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。
- 3 非常災害時緊急連絡網を（046-887-1239）に変更。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 20 条 利用者は指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
2. 食事介助・排泄介助・入浴介助・移動の介助・その他身体に関する必要な介助（離床、着替え、整容等）等のサービス利用について、利用者の心身の状況及び状態の告知に留意する。
3. 機能訓練サービスを利用する際には、機能訓練を行う際の自発性と身体の状態及び状態の告知に留意する。
4. 送迎サービスを利用する際には、送迎に対応出来る体調の告知と体制に留意する。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

1. 採用時研修 採用後 1 か月以内
2. 継続研修 年 4 回

2. 従業員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録・

帳簿を整備する。

4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 1月 1日 改正。

平成13年 4月 1日 改正。

平成13年 9月 1日 改正。

平成14年 1月 1日 改正。

平成14年 8月 1日 改正。

平成14年11月 1日 改正。

平成15年 4月 1日 改正。

平成15年 9月 1日 改正。

平成16年 1月 1日 改正。

平成16年12月 1日 改正。

平成17年 4月 1日 改正。

平成17年10月 1日 改正。

平成18年 4月 1日 改正。

平成20年 1月 1日 改正。

平成23年11月 1日 改正。

平成24年 4月 1日 改正。

平成24年 8月 1日 改正。

平成30年 4月 1日 改正。

平成31年 4月 1日 改正。

令和 元年10月 1日 改正。

令和 3年 8月 1日 改正。

令和 4年10月 1日 改正。

令和 5年10月 1日 改正。

令和 6年 4月 1日 改正。

令和 6年 6月 1日 改正。

令和 6年 8月 1日 改正。